

平成 29 年度川越市食品衛生監視指導計画（案）に対するご意見と本市の考え方について

平成 29 年度川越市食品衛生監視指導計画（案）につきまして、平成 29 年 1 月 23 日から平成 29 年 2 月 21 日までの間ご意見を募集したところ、2 名（1 名、1 団体）の方からご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方をとりまとめましたので、お知らせします。

項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
全体への意見	埼玉県、さいたま市、越谷市、川越市で文章表現が一致しておらず理解することが難しいため、埼玉県、さいたま市、越谷市の間で連携をとり、消費者にわかりやすい計画と報告の作成を要望します。	埼玉県、さいたま市及び越谷市と業務連絡会議等により連携を図っています。今後もわかりやすい表現になるよう努めます。
	計画公表時期は、実効性のある計画とすることや、市民とのコミュニケーションを充実させるため、年内を目安に計画を公表できるようにしてください。	公表時期につきましては、日々変化する食品をめぐる状況を極力計画に反映させるため、この時期としています。
第 1 基本方針	計画の重点を明確に示す必要があると考えます。現在の食品衛生をとりまく状況を踏まえた、平成 29 年度に重点とすべきものが見えてきません。本計画にも取り上げられている、ハイリスク集団施設における未加熱調理品による 0157 の発生、加速する HACCP 導入義務化の動きへの対応など重点を明確にすべきです。	ご意見として承ります。

第4 監視指導計画	2 重点的監視事項 (2) 一斉監視指導の実施	腸管出血性大腸菌について、馬肉や鹿肉等の動物性の肉の生食により食中毒の危険性が高く、注意が必要です。肉の生食について、取扱店にどのように注意喚起を行いますか。	9 ページに記載のとおり、生肉を取り扱う飲食店、食肉販売店、食肉加工施設等に対して監視を行い、リーフレット等を活用して注意喚起を行います。
	(4) 適正な食品表示への対策	監視指導計画の中に、農産物直売所に対する表示の監視指導強化を盛り込んでください。	16 ページに記載のとおり、市内農産物直売所の特性、規模、流通状況等を踏まえ、引き続き業種ごとに監視回数分類を行い、監視指導を行います。
第5 計画の実施状況等の公表及び普及啓発事業の実施	2 普及啓発事業	「食の安全県民会議」(埼玉県)、「さいたま市食の安全委員会」(さいたま市)のように、川越市でも市民とのリスクコミュニケーションの場を設置してください。	リスクコミュニケーションの場として、食品安全モニター事業を実施しています。
		食品ロスを削減するために、消費者自身が賞味期限と消費期限の違いなど、正しい知識をもとに行動することが求められます。多くの機会での市民への周知をすすめてください。	引き続き出前講座等を通して普及啓発に努めてまいります。
		子ども食堂、高齢者を対象とした食事会など、地域住民で世代を超えて支え合う取り組みが広がっています。柔軟な対応・状況の把握、衛生面での適切な指導を行ってください。	近隣自治体と事例を共有しながら状況の把握に努め、食中毒予防や衛生管理について指導を行います。
		食中毒予防で、手洗い、うがいをすることは基本で	引き続き出前講座等を通して普及啓

		す。市民に対して手洗い、うがいを徹底的に行うよう、取り組んでください。	発に努めてまいります。
第 7 食品等事業者の自主的衛生管理の推進	3 HACCP 導入の推進	HACCP 導入型基準を導入する事業者が増えることは食の安全を確保するために重要です。計画に具体的な推進計画、目標数値がなく、早急に具体的な計画・指標を持って推進すべきです。	ご意見として承ります。